

9 意見書の要旨

東京都市計画公園緑地 第79号 中央五丁目緑地に係る都市計画の案を平成27年9月1日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、2通の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	大 田 区 の 見 解
東京都市計画公園緑地 第79号 中央五丁目緑地	I その他 2通 2名 (1) 都市計画変更の対象区域内にある佐伯栄養学校跡地の緑化にあたっては、既存の自然環境を損なわないことを第一に考えていただきたい。 (2) 今までの区の緑地整備が人工的に緑化されたものが多かったため、今回の整備では自然の回復力に委ね、防災上必要な部分以外は手を加えない整備を希望する。	I (1) 意見書の要旨を整備の際の参考とする。 (2) 意見書の要旨を整備の際の参考とする。